

第廿三條 本會ハ毎月第二日曜日ヲ以テ役員例會ヲ開ク

第四章 會 計

第廿四條 本會々員ハ毎月末日迄ニ其ノ月ノ會費(金拾錢)ヲ納入スルコト
 第廿五條 本會ノ經常費及臨時費ハ會費及ヒ寄附金ヲ以テ之レヲ支辨ス
 第廿六條 支出ノ剩餘金ハ郵便貯金トシテ之ヲ本會ノ基本金ニ充ツ
 第廿七條 基本金ノ保管ハ會計長之ニ任ス
 第廿八條 總決算ハ總會ニ於テ報告ス
 第廿九條 毎月ノ會計ハ翌月十日迄ニ「大進」ヲ以テ報告ス
 第三十條 會員ノ納附シタル會費ハ如何ナル理由アルモ返戻セス

第五章 入退會

第卅一條 本會ニ入會セントスルモノハ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ當該幹事ニ申出ヘシ
 第卅二條 本會々員ニシテ會費滯納ニケ月ニ互リタル時ハ會員タル資格ヲ失フ
 第卅三條 本會々員ニシテ退會セントスル時ハ其ノ旨當該幹事迄申出テ許可ヲ得ヘキモノトス
 第卅四條 本會々員ハ何時ニテモ會計帳簿及ヒ貯金通帳ヲ閱覽スル事ヲ得

第六章 賞 罰

第卅五條 本會々員ニシテ模範トナルヘキ行為アリタルトキハ幹部會ノ決議ニ依リテ之ヲ表彰ス
 第卅六條 本會々員ニシテ本會ノ體面ヲ汚シタル者ハ幹部會ノ決議ヲ經テ相當ノ制裁ヲ加フルコトアルヘシ

第七章 支 部

第卅七條 本會ハ本會ノ主義綱領ヲ贊シ行動一致ヲ誓ヒ一工場界ツテ支部ヲ希望スル時ハ幹部會ノ決議ニ依リテ之ヲ認ムル事アルヘシ
 第卅八條 支部ノ内規及ヒ會計等ハ獨立スヘキモノトス
 第卅九條 支部ニ關スル其他ノ細則ハ別ニ之レヲ定ム

○本會ハ去ル八月十七日大進會事務所ニ於テ役員選舉ヲ行ヒタリ其ノ結果ハ左ノ如シ

會 長 中尾新三郎 幹事長 西村友馬
 副會長 小林 勇 事業係長 蛭沼織居
 副會長 清水千代吉 會計監査 贊助員委託
 會計長 戸川庄太郎 顧 問 交 渉 中

幹事兼事業係

印刷課内	一部	根 本 福 司	凸版	西村由太郎	田米開重兵衛
	二部	金井 辨 三	綿貫濱二郎	福 田 直 吉	
		大工原伊佐治	製版課内	宮 下 桃 太郎	網 取 宗 一
		金山喜一郎	植柳澤鐵次郎	歐文山下孝太郎	佐藤 義 治